

短期給付一覧表

当組合が行う短期給付についてご案内します。短期給付には、どの健康保険にも共通の法定給付と当組合が独自で支給する附加給付があります。なお、組合員の皆さんからの申請に基づき支給するもの（下表の申請欄に○がついているもの）

どの健康保険にも共通の法定給付と当組合が独自で支給する附加給付があります。なお、組合員の皆さんからの申請に基づき支給するもの（下表の申請欄に○がついているもの）

給付の種類	区分	給付事由
療養の給付	組合員被扶養者	組合員証等を使用して保険医療機関等で診療を受けたとき
入院時食事療養費	組合員被扶養者	保険医療機関に入院し食事の提供を受けたとき
入院時生活療養費	組合員被扶養者	療養病床に入院する65歳以上の方が生活療養（食事療養や温度・照明・給水に関する適切な療養環境の形成である療養）を受けたとき
保険外併用療養費	組合員被扶養者	保険医療機関等から先進医療等を受けたとき
療養費	組合員被扶養者	①組合員証等を使用しないで治療を受けたとき ②治療用装具（コルセット等）を購入したとき ③医師の同意を得て、あんま・はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき ④小児弱視等（9歳未満）の治療用眼鏡（コンタクトレンズ）を作成したとき
訪問看護療養費	組合員被扶養者	難病、末期がん等の在宅患者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき
高額療養費	組合員被扶養者	療養費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じて右の表により算出した額（各組合員の自己負担限度額）を超えるとき
高額介護合算療養費	組合員被扶養者	世帯内で医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の自己負担額の合計が高額になったとき
移送費	組合員被扶養者	療養の給付を受けるため病院または診療所に移送された場合で組合が相当と認めたとき
出産費	組合員被扶養者	組合員または被扶養者が出産したとき（妊娠4ヵ月以上の流産、死産も出産とみなします）
埋葬料	組合員被扶養者	組合員または被扶養者が死亡したとき（組合員が公務により死亡したときや、交通事故などの第三者加害行為により死亡し加害者から埋葬料相当分が支給される場合を除く）
傷病手当金	組合員	公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き出勤できないとき
出産手当金	組合員	組合員が出産したとき 出産の日以前42日目（多胎妊娠にあっては98日目）から出産の日後56日目までの間において出勤できなかった期間
育児休業手当金	組合員	1歳に満たない子（その子が1歳に達した日以後の期間について総務省令で定める場合に該当するときは1歳6ヵ月）を養育するため育児休業を取得したとき
介護休業手当金	組合員	要介護家族を介護するため、2週間以上の介護休業を取得したとき
休業手当金	組合員	被扶養者の病気やけが、配偶者の出産、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤したとき
弔慰金	組合員被扶養者	予測しがたい事故または水害・地震・火災などの非常災害により死亡したとき
災害見舞金	組合員	水害・地震・火災などの非常災害により、住居または家財に損害を受けたとき

※給付内容の詳細については、当組合ホームページをご覧ください。

法定給付	附加給付	申請																		
療養に要する費用の7割（未就学児は8割、高齢受給者は8割または7割）を支給	組合員：一部負担金払戻金 被扶養者：家族療養費附加金 同一月に同一の医療機関（入院・外来ごと）に支払った自己負担額から25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の方は50,000円）を控除した額を支給																			
基準額から次の標準負担額を控除した額を支給																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準負担額（1食）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>360円※</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯等で入院日数90日以下のとき</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯等で入院日数90日を超えるとき</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯等で所得が一定基準以下の場合</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> ※指定難病、小児難病特定疾病の場合は260円	区分	標準負担額（1食）	一般	360円※	住民税非課税世帯等で入院日数90日以下のとき	210円	住民税非課税世帯等で入院日数90日を超えるとき	160円	住民税非課税世帯等で所得が一定基準以下の場合	100円										
区分	標準負担額（1食）																			
一般	360円※																			
住民税非課税世帯等で入院日数90日以下のとき	210円																			
住民税非課税世帯等で入院日数90日を超えるとき	160円																			
住民税非課税世帯等で所得が一定基準以下の場合	100円																			
基準額から生活療養標準負担額を控除した額を支給																				
保険診療に要した費用の7割（未就学児は8割、高齢受給者は8割または7割）を支給																				
療養の給付と同じ	療養の給付と同じ	○																		
療養の給付と同じ	療養の給付と同じ																			
自己負担額から次の自己負担限度額を控除した額を支給																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得区分（標準報酬月額）</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>830,000円以上</td> <td>252,600円+（総医療費-842,000円）×1%</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>530,000円～790,000円</td> <td>167,400円+（総医療費-558,000円）×1%</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>280,000円～500,000円</td> <td>80,100円+（総医療費-267,000円）×1%</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>260,000円以下</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者（住民税非課税）</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得区分（標準報酬月額）	自己負担限度額	ア	830,000円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	イ	530,000円～790,000円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	ウ	280,000円～500,000円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	エ	260,000円以下	57,600円	オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円	高額療養費が支給された後の最終自己負担額から25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の方は50,000円）を控除した額を支給 ※合算高額の場合は50,000円（標準報酬月額が530,000円以上の方は100,000円）を控除した額を支給	
区分	所得区分（標準報酬月額）	自己負担限度額																		
ア	830,000円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%																		
イ	530,000円～790,000円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%																		
ウ	280,000円～500,000円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%																		
エ	260,000円以下	57,600円																		
オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円																		
医療保険と介護保険の自己負担額（一部負担金払戻金等を控除した額）の合算額から所得区分に応じた介護合算算定基準額を控除した額																				
組合が査定した額		○																		
420,000円 （産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は404,000円を支給）	30,000円	○																		
50,000円 （被扶養者がいない組合員が死亡した場合は埋葬を行った方に埋葬に要した額〔50,000円以内〕を支給） ※退職後も支給される場合があります	50,000円 （被扶養者がいない組合員が死亡したときは不支給）	○																		
1日につき 標準報酬日額×2/3 （1年6ヵ月〔結核性の病気については3年〕を限度） ※退職後も支給される場合があります		○																		
1日につき 標準報酬日額×2/3	※標準報酬日額：短期標準報酬月額÷22 （10円未満四捨五入）	○																		
1日につき 標準報酬日額×67/100 （最初の180日は67/100、残りの期間は50/100）	※任意継続組合員に対する休業給付はありません。	○																		
1日につき 標準報酬日額×40/100 （介護休業の開始日から3ヵ月を超えない期間）		○																		
1日につき 標準報酬日額×50/100		○																		
弔慰金：標準報酬月額 家族弔慰金：標準報酬月額×70/100		○																		
標準報酬月額×損害の程度に応じ定められた月数（0.5ヵ月～3ヵ月）		○																		